【 I - 3 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価 - ⑪】

① 早期離床・リハビリテーション加算における 職種要件の見直し

第1 基本的な考え方

特定集中治療室等に入室した患者に対して、早期から離床に必要な取組を行うことを更に推進する観点から、早期離床・リハビリテーション加算における職種要件を見直す。

第2 具体的な内容

入室後早期から実施する離床に向けた取組を更に推進するため、早期 離床・リハビリテーションに関わる職種に言語聴覚士を追加する。

改定案

【早期離床・リハビリテーション加算】

「算定要件」

- (4) 「注4」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算は、特定集中治療室に入室した患者に対し、患者に関わる医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床・学技士等の多職種と早期離床・リハビリテーションに係るチーム(以下「早期離床・リハビリテーションチーム」という。)による以下のような総合的な離床の取組を行った場合の評価である。
 - ア 早期離床・リハビリテーション チームは、当該患者の状況を把握・評価した上で、当該患者の運動機能、呼吸機能、摂食嚥下機能、消化吸収機能及び排泄機能等の各種機能の維持、改善又は再獲得に向けた具体的な支援方策について、関係学会の指針等に基づき患者が入室する治療室の職員とともに計画を作成する。

現 行

【早期離床・リハビリテーション加算】

[算定要件]

- (4) 「注4」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算は、特定集中治療室に入室した患者に対し、患者に関わる医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は臨床工学技士等の多職種と早期離床・リハビリテーションチーム」とはるチーム(以下「早期離床・リハビリテーションチーム」という。)による以下のような総合の評価な離床の取組を行った場合の評価である。
 - ア 早期離床・リハビリテーション チームは、当該患者の状況を把握・評価した上で、当該患者の運動機能、呼吸機能、摂食嚥下機能、消化吸収機能及び排泄機能等の各種機能の維持、改善又は再獲得に向けた具体的な支援方策について、関係学会の指針等に基づき患者が入室する治療室の職員とともに計画を作成する。

イ 当該患者を診療する医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床工学技士等が、早期離床・リハビリテーションチームと連携し、当該患者が特定集中治療室に入室後48時間以内に、当該計画に基づく早期離床の取組を開始する。

ウ~エ (略)

[施設基準]

- 6 特定集中治療室管理料の「注4」 に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準
- (1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。

ア~イ (略)

- ウ 急性期医療を提供する保険医 療機関において5年以上従事し た経験を有する専任の常勤理学 療法士、専任の常勤作業療法士<u>ス</u> は専任の常勤言語聴覚士
- (2)~(5) (略)
- (6) (1) のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士は、救命教育を集中治療室管理料、大ケアユニット入院医療管理料料を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開びることがある。 ただし、特定を存むを有いたが、は脳のでは、特別では、大変を対し、特別では、大変を対し、特別では、大変を対し、特別では、大変を対し、特別では、大変を対し、大変を対し、大変を対し、大変を対し、大変を対したを表しまるない。
- (7) (8) (略)

イ 当該患者を診療する医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は臨床工学技士等が、早期離床・リハビリテーションチームと連携し、当該患者が特定集中治療室に入室後48時間以内に、当該計画に基づく早期離床の取組を開始する。

ウ~エ (略)

[施設基準]

- 6 特定集中治療室管理料の「注4」 に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準
- (1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。

ア~イ (略)

- ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において5年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士
- (2)~(5) (略)
- (6) (1) のウに掲げる専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士 以書子の常勤作業療法士 は、救命救急入院料、特定集中治院料、特定集中分下ユニット入いトでアユニットの経験管理料を届け出という。 療管理料を届け出という。 療管理料を届け出という。 療管理料を届け出という。 を有する保険医療機関で5年し、特との経験を有するに満たない以りを有する保険に満たない以ります。 集中治療室等を有する保険に場場合は、回復期リハビリテーションに要しても差し支えない。

(7) • (8) (略)